（R7.6.1～）

（古物営業者・法人役員用）

誓　約　書

年　　月　　日

秋 田 県 公 安 委 員 会　　殿

住　所

氏　名

私は、古物営業法第４条第１号から第８号までに掲げる

１　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

２　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は古物営業法第31条（無許可古物営業、偽りその他不正の手段により古物営業の許可を受けた者、自己の名義をもって他人にその古物営業を営ませた者、古物営業法第24条の規定による公安委員会の命令に違反した者）に規定する罪若しくは刑法第235条（窃盗）、第247条（背任）、第254条（遺失物等横領）若しくは第256条第２項（盗品等運搬、盗品等保管、盗品等有償譲受け、盗品等処分あっせん）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して５年を経過しない者

３　集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

４　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の６の規定による命令又は同法第12条の４第２項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して３年を経過しないもの

５　住居の定まらない者

６　古物営業法第24条第１項の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して５年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）

７　古物営業法第24条第１項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第８条第１項第１号の規定による許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して５年を経過しないもの

８　心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。